

現 行	改 正 案																						
貿易代金貸付保険運用規程 平成17年4月1日 05 - 制度 - 00016 第1条～第12条 (略) (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第13条 「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)の [2] 1(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 1(1)に規定するXは、第1回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日から最終償還予定日までの期間の日数とする。 2 保険料率等規程の [2] 1(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 1(3) に規定する「元本の償還が均等に分割して行われる場合」とは、第1回の償還の予定日が起算点から6月以内で、かつ、均等額が均等間隔に分割して償還される場合をいう。 3 保険料率等規程の [2] 2(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 2に規定する「起算点」の取扱いは、下表による。	貿易代金貸付保険運用規程 平成17年4月1日 05 - 制度 - 00016 第1条～第12条 (略) (保険料率算定における期間計算の取扱い) 第13条 「貿易保険の保険料率等に関する規程」(平成16年7月2日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。)の [2] 1(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 1(1)に規定するXは、第1回貸付予定日から最終貸付予定日までの期間の中間日(償還予定日が貸付の日を起算として定められる償還の場合は、最終貸付予定日)から最終償還予定日までの期間の日数とする。 2 保険料率等規程の [2] 1(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 1(3) に規定する「元本の償還が均等に分割して行われる場合」とは、第1回の償還の予定日が起算点から6月以内で、かつ、均等額が均等間隔に分割して償還される場合をいう。 3 保険料率等規程の [2] 2(1)の規定により準用する場合の保険料率等規程 [1] 2に規定する「起算点」の取扱いは、下表による。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">起算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合</td> <td style="text-align: center;">第1回償還日の6月前の応答日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合</td> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合</td> <td style="text-align: center;">最後の貸付実行日</td> </tr> <tr> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合</td> <td style="text-align: center;">第1回償還日の前日</td> </tr> </tbody> </table>			起算点	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">起算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合</td> <td style="text-align: center;">第1回償還日の6月前の応答日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合</td> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合</td> <td style="text-align: center;">最後の貸付実行日</td> </tr> <tr> <td>最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合</td> <td style="text-align: center;">第1回償還日の前日</td> </tr> </tbody> </table>			起算点	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日	第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日
		起算点																					
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日																					
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日																					
	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日																					
		起算点																					
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日の前日以前の場合		第1回償還日の6月前の応答日																					
第1回の貸付実行日が第1回償還日の6月前の応答日以後で、かつ、第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日が第1回償還日の前日以前の場合	最後の貸付実行日																					
	最後の貸付実行日が第1回償還日以後の場合	第1回償還日の前日																					

(対象となる2年未満案件)

第21条 約款の引受対象となる2年未満案件については、第6条に規定する引受基準によるもののほか、原則として次の各号のすべてに該当するものに限るものとする。

- 一 次条に掲げる貸付者により貸し付けられた資金が、輸出貨物の代金若しくは賃貨料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貨料又は技術等の提供の対価の支払いにあてられることが確実であると認められる貸付契約であること。
- 二 2年未満案件の相手方が、保険契約の締結時において「海外商社名簿について」第1条に基づき作成された海外商社名簿の与信管理区分G又はSAに格付けされている銀行であること。
- 三 貸付契約に係る輸出貨物の代金若しくは賃貨料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貨料又は技術等の提供の対価の決済方法が、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないもの。発行銀行又は確認銀行が、当該発行又は確認の日において名簿の与信管理区分G又はSAに格付けされている場合に限る。）による一覽払いであること。

以下（略）

(対象となる2年未満案件)

第21条 約款の引受対象となる2年未満案件については、第6条に規定する引受基準によるもののほか、原則として次の各号のすべてに該当するものに限るものとする。

- 一 次条に掲げる貸付者により貸し付けられた資金が、輸出貨物の代金若しくは賃貨料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貨料又は技術等の提供の対価の支払いにあてられることが確実であると認められる貸付契約であること。
- 二 2年未満案件の相手方が、保険契約の締結時において「海外商社名簿について」(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行であること。
- 三 貸付契約に係る輸出貨物の代金若しくは賃貨料又は仲介貿易貨物の代金若しくは賃貨料又は技術等の提供の対価の決済方法が、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないもの。発行銀行又は確認銀行が、当該発行又は確認の日において名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている場合に限る。）による一覽払いであること。

以下（略）